

令和6年第6回京田辺市教育委員会定例会

教育行政報告

R06/05/16 ～ R06/06/19

1. 教育行政報告

5月

17日 (金)	部落解放・人権政策確立要求山城地区実行委員会総会	宇治田原町総合文化センター
18日 (土)	京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ開講式	同志社大学
	児童福祉週間	中央体育館
20日 (月)	ツアーオブジャパン京都ステージ	京田辺市・精華町
21日 (火)	山城地区租税教育推進協議会第32回定期総会	宇治税務署
23日 (木)	令和6年度山城地方教育委員会連絡協議会 教育長部 会・委員会合同研修会	宇治市源氏物語ミュージアム
24日 (金)	令和6年度第1回京都府都市教育長協議会	宇治市役所
25日 (土)	せせらぎまつり	中部住民センター
26日 (日)	水防訓練	田辺東小学校
28日 (火)	経営会議	305会議室
	行政改革推進本部会議	305会議室
29日 (水)	子ども・子育て会議市民委員選考会	305会議室
	令和6年度京都府市町村教育委員会連合会	府総合教育センター

6月

2日 (日)	第25回京田辺市陸上競技大会	太陽が丘
3日 (月)	市議会本会議(議案上程)	議場
5日 (水)	京田辺学校経営研究会開講式	中央公民館
7日 (金)	社会教育委員会議	305会議室
	市議会本会議(一般質問)	議場
	山城教育局指導主事計画訪問(藤原委員 伊東委員)	田辺東小学校
9日 (日)	第38回京田辺市民舞踊発表会	中央公民館
11日 (火)	京田辺市指導主事計画訪問(教育長 藤原委員)	培良中学校
13日 (木)	市議会本会議(一般質問)	議場
14日 (金)	市議会本会議(一般質問)	議場
	総務・文教福祉常任委員協議会	全員協議会室
16日 (日)	春季地域スポーツ大会	草内・三山木・田辺
17日 (月)	文教福祉常任委員会	委員会室
	京田辺市人権教育研究会代表者会議	社会福祉センター
	京田辺市スポーツ協会通常総会	コミュニティホール

O

O

議会報告

令和6年第7回京田辺市議会定例会

1. 令和6年6月14日 総務・文教福祉常任委員協議会 p. 1～8
2. 令和6年6月17日 文教福祉常任委員会 p. 9～19

総務・文教福祉常任委員協議会報告書

令和6年6月14日（金）開催分

部局等名（市民部、教育部）

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
青木委員	市立文化施設の減免基準の見直しについて パブリックコメントは本資料の内容で実施するの か。また、実施期間はどうか。	小野原市民 参画課長	本資料の内容で実施する。期間は7月7日から8月 6日までの1か月間を予定している。
青木委員	パブリックコメントの周知をしっかりとお願いし たい。また、利用者向け説明会を開催するというが、 案内は施設内への掲示のみとなるのか。登録団体への 影響は大きいため、登録団体ごとに個別に案内すべ き。	小野原市民 参画課長	パブリックコメント等の周知は広報7月号で掲載 し周知する予定である。また、市ホームページ内の各 施設のトップページにおいても掲載予定である。さら に、各施設にポスターを掲示する予定であり各登録団 体に個別に通知する予定はない。
青木委員	個別の案内は検討していただきたい。また、施設へ のポスター掲示については、早急に掲示していただき たい。登録団体の要件については、減免の目的に沿っ て各施設の状況に応じて登録要件を設けるとのこと であるが、現行の登録団体が除外されることはあるの か。	小野原市民 参画課長	例えば北部・中部住民センターの場合、各施設で開 催するまつりへの協力を登録要件としており、新しい 登録制度においても地域への貢献という意味でまつ りへの協力を登録要件とするよう考えている。よっ て、これまで登録されている団体については、基本的 にはそのまま登録できることになる。
青木委員	この資料では、新しい登録要件が必要と見えるた め、明確に登録要件を示す必要がある。	小野原市民 参画課長	登録要件については、今後市がどのようなことを考 えて登録要件を定めるかをパブリックコメントの資 料で説明するようにし、引き続き登録いただけるよう

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
青木委員	10割減免とする基準について、別紙によりまとめられているが、具体的にどのような団体を想定しているのか。例えば、「地縁団体」や「市の教育施策又は保育施策に密接に関係する団体」とは、どのような団体か。	小野原市民 参画課長	誤解を生まないようにしていきたい。 「地縁団体」は区・自治会やまちづくり協議会が対象となる。 「市の教育施策又は保育施策に密接に関係する団体」は、学校での校長会や教頭会、幼稚園での園長会などが対象となる。
青木委員	「市の教育施策又は保育施策に密接に関係する団体」に子育てサークルは対象とならないのか。	出島社会教 育課長	子育てサークルについては、子育て支援センターと連携して取組を進められているため、子育て支援担当課において減免すべき団体かどうかを決めることになる。
青木委員	10割減免の団体に関して許認可権限が担当課となるということか。	小野原市民 参画課長	10割減免する団体については、団体からの申請に基づき、団体の活動や目的を考慮した上で、団体の活動分野を所管する課が判断することになる。具体的な手続き方法については、今後内部で詰めていくことになる。
青木委員	同じような基準で10割減免が認められる団体と認められない団体が発生するなど恣意的な運用になる可能性があるため、別紙の基準を明確化する必要があると考える。減免の見直しによる使用料の増収はど	小野原市民 参画課長	使用料の増収については、3施設合計で最大で300万円程度となる。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
青木委員	れくらいを見ているのか。 3月に開催された利用団体へのヒアリングでは、各団体のリアルな声が出されている。今回の減免見直しにおいて、各団体の活動が低下し、施設の稼働率も下がる恐れがあり、効率的な財政と言えるのかと考える。	小野原市民 参画課長	3月に開催した団体ヒアリングでは、団体の負担が増え活動が低下するという声があったことは事実であり、今回の見直しで一定の影響が出る可能性はあると考える。しかし、その一方で住民センターでは老朽化対策と利便性の向上として、エレベーター、内装、空調の改修やWi-Fiの整備等実施してきており、今後予約システムの導入など利便性の向上に取り組んでいきたい。
青木委員	利便性を上げていくために一定の投資は必要と考えているが、利用料が上がったことにより、その結果稼働率が下がることは疑問に思う。市は団体の活動が個人利益の追求にあたるという考え方を持っているのか。これまでの団体の活動が市の文化を形成する構成要素になっていると考える。市の減免制度が文化を育む投資として機能し、その役割を反映してきたと考えるがどうか。	向井市民部 長	市民参画推進の観点から市民の活動を支援していく立場であることから、別紙の（４）にあるとおり、市等の補助金の活用や市と連携・協働して、社会や地域の課題解決のために活動している団体を支援していきたいと考えている。例えば、子ども食堂などが実施できない活動を行っている団体などについて、は免除すべきではないかと考えている。また、免除すべき団体の例示については、施行日である来年4月までにお示ししていきたい。
榎本委員	減免の見直しを実施するにあたって、影響ある団体はどれくらいあるのか。	小野原市民 参画課長	令和5年度の概算であるが、北部で約100団体、中部で約80団体が減免適用を受けていた。ただし、使用頻度は団体によって、年1回や月1回など様々で

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
榎本委員	歳入歳出の状況について、4館合計で歳入が使用料として約470万円、歳出が約7100万円とあるが、その差額は市の持ち出しとなるのか。	出島社会教育課長	ある。 中央公民館では約55団体が対象となっている。
榎本委員	減免によって得られなかった収入はどうか。	小野原市参画課長	住民センターでは一般財源からの持ち出しとなる。 中央公民館も同様である。
榎本委員	これまで10割減免団体が施設予約をたくさん行ってきたが、減免見直しにより予約できなくなった一般の方の予約が可能となることで、使用料の増収をどのように見ているか。	出島社会教育課長	10割減免が5割減免になった場合、北部では約100万円、中部では150万円の増収を見込んでいる。 中央公民館では50万円の増収を見込んでいる。
榎本委員		小野原市参画課長	今後の積算となるが、減免率を5割に下げることによって、利用団体の利用頻度が落ちるかどうかは想定できない。
		出島社会教育課長	利用頻度がどれだけ下がるか想定できないが、利用予約は誰でも同じ条件で3か月前からとなっている

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
榎本委員	減免されている団体の減免分は一般財源で補填されていることから、これまでの減免制度は公平性の観点から問題であったと考える。また、市が使用料収入に対して維持管理費用として大幅に負担している分が少しでも解消されることは市財政にとっても良い影響があるため、減免見直しを実施すべきであると考える。引き続き減免制度見直しを進めていただきたい。		ため、減免見直しによって一般の申込みが増えることにはならないと考える。 (答弁なし)
久保委員	これまでスポーツ団体は5割減免となっており、文化団体は10割減免となっていたが、5割の負担が増えることで団体の活動が減少するのではないかとというところであるが、中央体育館の使用料の値上げが行われた際にも稼働率の心配はされていたが、現在の稼働率は90%を超えており、団体の活動は減少していない。よって、活動団体の活動趣旨や目的がぶれない限りは、活動の低下にはつながらないと考ええる。もともと文化施設の利用料は体育館と比較しても安価である。利用者にわかりやすく説明することで、受益者負担の公平性を理解していただく必要がある。	小野原市民 参画課長	中央体育館の稼働率については参考にしたい。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
久保委員	これまでからスポーツ施設と文化施設の不公平性については、市民からも声があるところである。今回の見直しについては、いろいろな意見があると思うが、公平性の観点から見直しを行うこととし、公平性を担保しながら、違ったアプローチの活動支援を検討していく必要があるのではないか。	向井市民部長	今年度から2年かけて第2次文化振興計画を策定するため、その中で文化活動団体の支援施策を模索していきたい。
増富委員	10割減免団体とする判断は所管課で行うということだが、所管課だけで判断できるのか。また、施設の登録要件が各施設の状況に応じて決めるということであるが、これまでもにおいても施設ごとに要件が違いうということでもトラブルになっていたりしたと聞く。登録要件はこれまで同様に施設ごとに要件を定めるのか。	小野原市民参画課長	施行日までに所管課が公共性や公益性の高い活動及び団体を判断できるよう整理し、統一的な基準で判断できるようにしたい。また、各施設の登録要件については、それぞれの施設の特徴に応じた登録要件を設ける予定である。具体的には北部・中部住民センターはまつりへの協力、南部まちづくりセンターでは、市民活動団体の支援という観点で、普段から子ども見守り等公共的公益的な活動を実施されているなどを登録要件としたい。
増富委員	南部まちづくりセンターで活動されているような団体は、他の施設でも活動されているので、同様に登録要件としていただきたい。また、10割減免とする団体の基準として社会や地域の課題解決のための事業を行う団体とは、それぞれの捉え方によって違ふことになり不公平感が生じる。しっかりと審議して整理していただきたい。	向井市民部長	社会や地域の課題解決のための事業を行う団体については、庁内の会議でも議論されてきたところである。所管課で判断基準の差が出ないよう施行日である4月までには整理したい。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
吉高委員	過去の減免制度の経緯について説明してほしい。	小野原市民 参画課長	中央公民館は昭和49年、北部住民センターは平成元年、中部住民センターは平成14年にそれぞれ開所しており、中央公民館は確認できていないが、開所当時から減免制度は存在している。目的については、施設の利用促進や社会教育・文化の推進、公共的公益的活動の支援など様々な目的で減免制度が運用されてきたところである。
吉高委員	今回の減免制度見直しの前の見直しはいつか。	向井市民部 長	例規改正上における推測であるが、当初からの減免基準でそのまま現在に至っていると考える。
吉高委員	他市の場合、例えば5年後に見直しを行う事例もあるが、本市においては、次の見直しは考えていないのか。また、市民に対して使用料収入はどのような経費に充てられているのかを説明していくことも必要である。団体へのアンケート調査や団体ヒアリングの結果は公開されているのか。	小野原市民 参画課長	令和3年度に実施したアンケート調査は公表していないが、令和5年度に実施したヒアリングはホームページで公開しているところである。今後の見直しについては、現在のところ考えていないが、実施状況の検証は必要であると考えていることから、稼働率などしつかりと分析していきたい。
吉高委員	市が市民活動団体を支援していくという方針をしつかりと示していただければと考える。		(答弁なし)
河本委員	10割減免団体を所管課が判断することは、窓口で混乱することになる。市で減免団体をあらかじめ指定	小野原市民 参画課長	10割減免団体については、団体からの申請に基づき所管課が減免すべき団体を判断し決定するもので

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
	するのではなく、団体から減免申請してもらい、事業単位で減免するといった議論はなかったのか。		ある。事業ごとに減免していくことについては、年間の事業数を考慮すると事務手続きが複雑になり、また団体や所管課ともに負担が大きくなる。よって、基本的には団体ごとに認めていくことになる。
橋本委員	今回の減免見直しを行うことによって、利用数が減少するなどマイナス要因があるのか、または市民協働を推進していくことにつながるなどプラス要因があるのか、相関関係や因果関係などを分析していくべきである。また、減免率の見直しなど各論ではなく、本来、市がやるべきことを市民活動団体が代わりに実施した場合に支援していくなど、総論で市民協働を推進するための施策を検討していく必要がある。	向井市民部長	現状においても使用される段階で団体から減免申請をいただいているため、団体からの申請で判断できるのではないかと考える。 (答弁なし)

(文教福祉常任) 委員会審議状況報告書

令和6年6月17日(月)開催分

部局等名(教育部)

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
増富委員	【議案審査】令和6年度田辺小学校中学校舎棟長寿命化改修工事請負契約について 今回、失格した2者について最低制限価格を大きく下回っている理由はどのようなことが考えられるのか。今までにこのような差額が出たケースはあったのか。	建設部副部長	一般的に土木工事においては詳細な積算情報が公開されているが、建築工事では国交省の積算システムで積算しているものの、土木工事と比べて細かいところまで明確に決まっていないため、応札者の裁量が大きく影響する。それにより見積額にばらつきが生じ、今回のような結果となったと考えられる。
〃	今までにこのような差額が出たケースは。	〃	建築工事においては、予定価格は問題ないものの見積もりにばらつきが出る傾向がある。他の年度や他の案件でも、大きな差額が生じたことはないが、ある程度のばらつきはある。
〃	最低制限価格は問題なく設定されているのか。	〃	最低制限価格は、工事の品質確保や事業の継続を考慮し、適正な利益や社会保障を確保するため、に設けられている。その観点から見ても、今回の入札結果は適正なものと考えられる。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
吉高委員	工事概要では延床面積は798.76㎡ですが、長寿命化計画では737㎡になっている。これは渡り廊下や自転車置き場の改修による増加分と理解したらいいか。	学校教育課長	737㎡は学校の施設台帳上の延べ床面積である。ご指摘のとおり、渡り廊下等は含まれていない。
〃	工事期間中の安全対策は。	開発指導課長	工事車両は一定の時間を除き、敷地内に入らないようにする。また、作業者と生徒が接触事故を起こさないようにするために、警備員を2名配置する。
〃	改修工事ではこれからの新たな学びの環境を整えるという意味でアクティブラーニング等に対応した環境作りが考慮されているのか。	学校教育課長	黒板をプロジェクター等の活用に対応すべくホワイトボード化し、電子機器の活用を含め、北校舎と同様に教室の環境を改善する工夫を行っている。
〃	また、教員の意見も取り入れることも必要ではないかと思うので、今後検討いただきたい。		
長田副委員長	アスベスト対策や断熱について工事内容を説明されたい。	建設部副部長	アスベストの有無を確認しながら工事を行い、断熱性を向上させるためにペアガラスに変更するなどの対策を行っている。また、天井にも断熱材を敷くことで空調機器の効率性の向上を図る。さらに、新しいエアコンやLED化も行う予定である。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	【議案審査】京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例の制定について		
吉高委員	協議会の開催回数は何回を予定しているのか。	こども・学校サポート室総括指導主事	設置条例では回数について特に定めていないが、必要に応じて適宜開催する予定である。
〃	部活動指導指針との関係や見直しについては考慮されているのか？	〃	部活動指導指針は京都府で定められており、それに基づいて京田辺市として運用できようとしている。また、今後、協議していくものと考えている。
久保委員	教育部として部活動の地域移行に向けてどのような見直しを持っているのか。	〃	令和 8 年度目指してまずは土日の学校部活動を地域移行することを目標にして進めたい。
〃	地域移行の目標として、令和 8 年度から土日に全ての部活動を移行するのか？	〃	現時点ではその目標を持ち、動いていきたい。
〃	協議会の役割や立ち位置については。	〃	まず、協議会は地域移行を進める役割を担い、また地域クラブ活動のあり方についても検討し、協議を行っていく。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
増富委員	協議会の運営規則案についての質問です。学識経験者や文化スポーツ関係者とはどのような人物を指しているのか。	こども・学校サポーター室総括指導主事	NP0 法人、文化協会や大学のスポーツ団体の役員を考えている。
"	保護者や子供たちの声を反映させるためにはどのような形で関わってもらえるのか。	"	PTA の代表など、子供を通していている保護者の声を反映させる予定である。
"	協議会の委員任期は2年だが、2年後には協議会はなくなるのか。それとも今後あり方について継続して議論するために新たな委員が選出されるのか。	"	協議会の議論の中で決定されるものであるが、その時に適宜必要な方が委員に推薦されるものと考ええる。
"	部活動の移行によって文化部においても地域での活動が可能になると感じているが、その具体的な変化は。	"	一斉に全ての活動を移行するのではなく、段階的に進めていく予定。部活動のあり方に関しても、課題が多いため、地道に対応していきたい。
河田委員	中学校の教職員は、部活動を指導している先生方なのか、校長先生や教頭先生など中心的人方なのか？	"	3 中学校で部活動のことを良く知っていただいている校長先生にお願いするとともに、運動部の代表の方と文化部の代表の方という構成を考えている。
"	その他教育委員会が必要と認める人物には具体的な考えがあるのか。	"	その他の方々については今後の協議の場で適宜ご意見をいただきたいと考えている。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
河田委員	地域クラブ活動のあり方についてどのようになっているのか。	こども・学校サポート室総括指導主事	地域クラブのあり方については、NP0のタイプの団体やスポーツ協会の連携などを通じて、協議会の中で検討し受け皿の調整も行いたいと考えている。また、協議会の推薦委員にも関連団体の方々を入れることも検討している。
"	教育委員会として、令和8年に全クラブで部活動の地域移行を開始することについて、進めるスピードはどのように考えているのか。	"	土日に行っているクラブ活動を全クラブでの開始は難しいと認識しており、令和6年度に一つか二つのクラブが進めることができると考えているが、具体的なスピードについては議論の中で決めていきたいと考えている。
"	確認するが、令和8年度から地域移行をするものは、土日に現在活動しているクラブだけなのか。	"	土日の部活動につきまして令和8年度中に進めていくということで考えている。
"		教育部副部長	取り組み自体はこの協議会設置後速やかに課題を整理しながら、課題の整理がついたクラブから、その土日の活動について進めていきたいと考えており、令和8年度中には全ての土日活動している部活動について、土日の活動を地域に移行するよう目指して進めていく。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
河田委員	平日のクラブ活動についてはどう考えているのか。	こども・学校サ ポート室総括 指導主事	土日の指導者と平日の指導者が違う指導者にな った場合の連携について、課題の一つとして協議 会の中で考えていきたい。
"	地域部活動への移行による部活動指導指針への影 響は。	"	地域の実情はあるが、京都府等の見解を確認し ながら市としてのあり方については進めていき たい。
長田副委員 長	地域移行により大きく変わる点は。	"	例えば競技性の高いクラブ、体験的クラブなど の選択肢が広がることが考えられる。
"	地域移行によって学校外で活動が可能となり、他の 学校の生徒たちとも一緒に部活動ができるという理 解でよいのか。	"	地域クラブ活動のあり方はこれから協議される が、選択肢の広がりが出てくることはあるかと考 える。
長田副委員 長	地域移行したら、部活動の時間帯や移動に負担が生 じる可能性があるのか。	"	時間の調整や移動に関する課題について、協議 会で議論することとなる。
"	教職員の負担軽減については。	"	教師が自分の意思でクラブ活動への関わり方を 選択できるようにすることが考えられる。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
長田副委員長	学校の部活動から地域のクラブへ移行によって、保護者の負担は増える可能性や教育委員会から離れることについてはどう考えるのか。	こども・学校サポート室総括指導主事	競技性や活動の違いによって保護者の負担は変動するため、今後の協議の中で、どのような形で負担が軽減できるか、また、教育委員会から離れることについて、子供たちに多様なスポーツ経験や文化体験を提供する受け皿として、競技性の高い活動に所属したい子供たちに対しては新たな受け皿を用意し、他の子供たちもさまざまな経験をするための受け皿を選択できるよう検討していきたい。
〃	地域移行というのは地域の方々と様々な年代の人らが関わることで育成にも寄与すると考えるが、地域移行でいう地域の概念をどう定義されているのか。	〃	地域の概念については、定義は難しいが、中学生が地域クラブ活動に入った場合に、その地域の中で例えばその中で活動する数年後数十年後、子どもたちが今度は指導者になる循環ができるとなると地域にメリットがあるのではないかと。
〃	地域との関わりを担う方が委員に入ることについて検討されているのか。	〃	必要に応じて適切な方を検討していく
〃	こどもの意見を取り入れる場を設ける予定は。	〃	こどもたちの意見は非常に重要であると考えており、どのように取り入れるかは協議会の中で検討していく。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
増富委員	中学校部活動指導指針があるが、これは、子供たちの健康や成長を考慮し作られたものと認識しているが、この指針が活用されることで、平日と休日の使い分けや子供たちの健康面を考慮した活動を行うことができると考えている。移行時にも中学校部活動指導指針を移行時にも改定する予定はあるのか。 基本的な部分は保持しながら、改定を行ってほしいという要望しておく。	こども・学校サ ポート室総括 指導主事	必要に応じて改定は協議をすすめる中で行われ ものと考ええる。
〃			
増富委員	【補正予算審査】 学校のこどもたちの利便性に変化はあるのか。	学校教育課長	スクールバスの運行時間には変更がないので、 学校の子供たちの利便性には変化はない。
〃	参観などで保護者も利用できるのか。	〃	地域住民は利用できるが、参観時間と利用時間 が合わないと思われる。
久保委員	実証実験のスケジュールはどのようなになっているのか。	計画交通課長	実証実験は令和 7 年の 1 月から 2 月までの約 1 か月間実施される予定である。実証実験の結果に より、次年度以降の導入可否が検討されることに なる。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
久保委員	結果はいつまでに検証されるのか。	計画交通課長	結果は、令和8年度に検証される予定であるが、具体的な検証期間や判断のタイミングはまだ決まっていない。
〃	実証実験の結果はどのように検証されるのか。	〃	実証実験の結果は公共交通活性化協議会に報告され、協議会の意見も聞きながら次のことを考えていきたい。
〃	検証期間や判断までの期間はまだ決まっていないということか。	〃	いつまでということとはなかなか決められない状況であり、協議会の中で意見をききながら、できるだけ早急に決めていきたい。
〃	実証実験の期間が1月から2月ということは、外に出る機会が少ない時期である。その点を考慮して、議論が進められるのか。	〃	実証実験の期間が1月から2月というのは確かに外出機会が少ない時期であるが、今回は国費をいただきながら実施する事業であるので、時期をずらすことが難しい。結果によっては、再度時期を変えて実証実験を行う可能性もあると考えている。
〃	実証実験に参加する方は少ない時期なので、乗客数が少ないかもしれない。それを踏まえて、どのくらいの人数が目標なのか。	〃	実証実験では1日当たり数名の方に乗っていたことが目標。実証実験期間中は無料で利用できるため、利便性を実感していただくためにできるだけ多くの方に利用していただきたい。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
久保委員	今回の実証実験の目的地は普賢寺小学校であり、そこから駅に向かう民間バスに乗り換えるのか。	計画交通課長	そのとおりである。
吉高委員	スクールバスの運行時間やルートと、現在の路線バスの運行状況については。	学校教育課長	スクールバスの運行時間は一、二学期と雪が降る三学期では時間変更されており、実証実験を行う学期を例とすると、登校は2便で、7時40分に高船を出発し、8時20分に普賢寺小へ到着。もう一つは、幼稚園で8時半に打田を出発し9時に普賢寺幼稚園へ到着。下校は3便運行しており。第1便は幼稚園で11時45分に幼稚園を出発。小学校は第2便で、14時55分に小学校から出発し、15時25分に天王に到着。最後の便は小学校・幼稚園両方で15時50分に出て、16時20分に打田に到着する。
		計画交通課長	今回の実証実験でどのように機会が増えるかということについては、現在、高船から三山木駅に行く路線バスは朝夕に2便。逆に三山木駅から高船へ朝夕2便ということで、合計4便だけの路線バスになっている。スクールバスのダイヤと調整をし、高船から三山木駅へ5便、三山木駅から高船行く便が6便の数の機会を設けたいというふうに考えている。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
吉高委員	地域の方に対してどのように情報を伝えるのか。	計画交通課長	現時点では詳細な情報は決まっていないが、コンサルタントに委託しながらダイヤの調整を行い、地元の方々に病院や買い物に行けるなどの案を具体的に作成し、広報をしていきたいと考えている。地元の役員にも説明を行っており、概ね理解をいただき、期待をされている。
〃	実証実験後は有料となるのか？	〃	実証実験期間中は無料で運行するが、もし本格導入となれば、有料となる可能性がある
〃	スクールバスの仕様について教えてください。	学校教育課長	現在運行しているスクールバスとほぼ同様の仕様で、山間部であることを考慮し29人乗りのバスを購入する予定である。

議案第36号

京田辺市学校教育審議会委員の委嘱について

京田辺市学校教育審議会設置条例（令和3年京田辺市条例第4号）第3条の規定により、別紙の者を京田辺市学校教育審議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和6年6月19日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市学校教育審議会委員のうち、選任要件を満たさなくなった委員について、その後任委員として、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は令和6年6月29日から残任期間である令和7年6月28日まで。

0

0

別紙

選任要件を満たさなくなった者

委員区分	氏名	備考
地域を代表する者	村山 久昭	京田辺市区・自治会長連絡協議会幹事
京田辺市PTA連絡協議会委員	奥出 芽由	松井ヶ丘小学校PTA会長 (現京田辺市学校教育審議会臨時委員)
京田辺市PTA連絡協議会委員	佐藤 りん	培良中学校PTA会長 (現京田辺市学校教育審議会臨時委員)
京田辺市立小・中学校長	片山 義弘	田辺小学校校長
京田辺市立小・中学校教頭	鐘 築 栄滋	普賢寺小学校教頭
京田辺市立小・中学校教頭	鳴海 真平	培良中学校教頭

新たに委嘱する者

委員区分	氏名	備考
地域を代表する者	村井 敦雄	京田辺市区・自治会長連絡協議会幹事
京田辺市PTA連絡協議会委員	塩田 源志	普賢寺小学校PTA会長
京田辺市PTA連絡協議会委員	今村 京子	大住中学校PTA会長
京田辺市立小・中学校長	上原 正章	草内小学校校長
京田辺市立小・中学校教頭	宮本 剛志	普賢寺小学校教頭
京田辺市立小・中学校教頭	大西 めぐみ	培良中学校教頭

参考資料

京田辺市学校教育審議会 委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
沖田 行司	学識経験を有する者	R5.6.29 ~ R7.6.28	委嘱		会長
河村 豊和	学識経験を有する者	R5.6.29 ~ R7.6.28	委嘱		副会長
村井 敦雄	地域を代表する者	R6.6.29 ~ R7.6.28	委嘱	新任	
塩田 源志	京田辺市PTA連絡協議会委員	R6.6.29 ~ R7.6.28	委嘱	新任	
今村 京子	京田辺市PTA連絡協議会委員	R6.6.29 ~ R7.6.28	委嘱	新任	
上原 正章	京田辺市立小・中学校校長	R6.6.29 ~ R7.6.28	委嘱	新任	
森本 克美	京田辺市立小・中学校校長	R5.6.29 ~ R7.6.28	委嘱		
宮本 剛志	京田辺市立小・中学校教頭	R6.6.29 ~ R7.6.28	委嘱	新任	
大西 めぐみ	京田辺市立小・中学校教頭	R6.6.29 ~ R7.6.28	委嘱	新任	
島谷 千織	京田辺市民生児童委員協議会委員	R5.6.29 ~ R7.6.28	委嘱		
浦田 ヒロ子	公募による者	R5.6.29 ~ R7.6.28	委嘱		
浅山 貴宏	公募による者	R5.6.29 ~ R7.6.28	委嘱		
岩井 秀世	教育委員会が適当と認める者	R5.6.29 ~ R7.6.28	委嘱		
奥出 芽由	教育委員会が適当と認める者	R6.4.22 ~ R6.7.31	委嘱		臨時委員
佐藤 りん	教育委員会が適当と認める者	R6.4.22 ~ R6.7.31	委嘱		臨時委員

○京田辺市学校教育審議会設置条例

令和3年3月29日

条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 学校教育の振興に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じた場合は、新たな委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

- 2 前条第3項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、教育長が招集する。

- 2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第8条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○京田辺市学校教育審議会運営規則

令和3年3月30日

教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市学校教育審議会設置条例（令和3年京田辺市条例第4号）第10条の規定に基づき、京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、京田辺市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域を代表する者
- (3) 京田辺市PTA連絡協議会委員
- (4) 京田辺市立小・中学校長
- (5) 京田辺市立小・中学校教頭
- (6) 京田辺市民生児童委員協議会委員
- (7) 公募による者
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長の発議により、出席委員の半数以上の多数で議決した場合は、非公開とすることができる。

(会議録の作成)

第4条 会長は、会議ごとに次に掲げる事項について会議録を作成するものとする。

- (1) 開会の日時及び出席者の氏名
- (2) 議題及び審議の経過概要
- (3) その他会長が必要と認めた事項

2 会議録を公開することについては、前条の規定に準じる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会

長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月21日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

0

0

議案第 37 号

京田辺市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について

京田辺市いじめ防止対策推進委員会設置条例（平成 26 年京田辺市条例第 23 号）第 3 条の規定により、別紙の者を京田辺市いじめ防止対策推進委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 19 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（提案理由）

本件は、京田辺市いじめ防止対策推進委員会委員のうち、辞職の願いがあつた委員について辞職を承認するとともに、その後任委員として別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和 6 年 6 月 19 日から残任期間である令和 7 年 6 月 30 日まで。

0

0

C

C

O

O

別紙

辞職を承認する者

委員区分	氏名	備考
前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者	大 西 智 子	令和5年度京田辺市 P T A連絡協議会副会長
前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者	佐々木 みゆき	普賢寺小学校長
前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者	森 本 克 美	大住中学校長

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者	池 田 悦 恵	令和6年度京田辺市 P T A連絡協議会会長
前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者	北 村 忠 浩	桃園小学校長
前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者	家 村 隆 宏	培良中学校長

0

0

参考資料

京田辺市いじめ防止対策推進委員会 委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
河 村 豊 和	教育に関する学識 経験を有する者	R5.7.1 ～ R7.6.30	委嘱		委員長
加 福 雅 和	弁護士	R5.7.1 ～ R7.6.30	委嘱		副委員長
岩 井 秀 世	公認心理師又は臨 床心理士	R5.7.1 ～ R7.6.30	委嘱		
迫 間 勝 樹	福祉・人権に関する 有識者	R5.7.1 ～ R7.6.30	委嘱		
岡 田 真 澄	福祉・人権に関する 有識者	R5.7.1 ～ R7.6.30	委嘱		
池 田 悦 恵	教育委員会が必要 と認める者	R6.6.19 ～ R7.6.30	委嘱	新任	
北 村 忠 浩	教育委員会が必要 と認める者	R6.6.19 ～ R7.6.30	委嘱	新任	
家 村 隆 宏	教育委員会が必要 と認める者	R6.6.19 ～ R7.6.30	委嘱	新任	

O

O

○京田辺市いじめ防止対策推進委員会設置条例

平成26年9月30日
条例第23号

(設置)

第1条 京田辺市立小学校及び中学校におけるいじめ防止及び対処のため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、京田辺市いじめ防止対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 京田辺市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため、専門的見地からの審議を行うこと。

(2) 児童等のいじめに関する通報又は相談を受けた場合、必要に応じ調査を行うとともに、問題の解決を図るための協議を行うこと。

(3) いじめによる重大事態が発生した場合、法第28条第1項の規定により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する委員9名以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

O

O

○京田辺市いじめ防止対策推進委員会規則

平成26年11月14日
教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市いじめ防止対策推進委員会設置条例（平成26年京田辺市条例第23号）第6条の規定に基づき、京田辺市いじめ防止対策推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 弁護士
- (2) 教育に関する学識経験を有する者
- (3) 公認心理師又は臨床心理士
- (4) 福祉・人権に関する有識者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの委員会は、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による重大事態に係る調査を行う場合において、当該重大事態に係る委員は、その議事に参与することができない。

5 委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局こども・学校サポート室において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月21日教委規則第12号）

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日教委規則第2号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

O

O

議案第 38 号

京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 15 条及び京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成 3 年京田辺市条例第 1 号）第 6 条の規定により、別紙の京田辺市立図書館協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 19 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（提案理由）

本件は、京田辺市立図書館協議会委員のうち、辞職の願いがあった委員について辞職を承認するとともに、その後任委員として別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和 6 年 6 月 19 日から残任期間である令和 7 年 6 月 18 日まで。

O

O

別紙

辞職を承認する者

委員区分	氏名	備考
学校教育の関係者	木崎 房	大住小学校長

新たに委嘱する者

委員区分	氏名	備考
学校教育の関係者	森本 克美	大住中学校長

0

0

参考資料

京田辺市立図書館協議会委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
森 本 克 美	学校教育の関係者	R6. 6. 19～ R7. 6. 18	委嘱	新任	
原 田 隆 史	学識経験のある者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱		会長
島 谷 千 織	家庭教育の関係者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱		副会長
村 木 美 紀	学識経験のある者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱		
森 崎 亮 子	学識経験のある者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱		
古 田 直 樹	社会教育の関係者	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	委嘱		
久 保 佳 子	社会教育の関係者	R5. 8. 25～ R7. 8. 24	委嘱		

O

O

○京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成 3 年 3 月 3 0 日

条例第 1 号

改正 平成 1 4 年 7 月 1 0 日 条例第 2 2 号

平成 2 4 年 3 月 3 0 日 条例第 1 1 号

田辺町立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和 3 0 年田辺町条例第 6 号）
の全部を改正する。

（目的及び設置）

第 1 条 京田辺市は、図書その他の図書館資料を収集し、整理し、又は保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号。以下「法」という。）第 1 0 条の規定に基づき、図書館を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 京田辺市立中央図書館

位置 京田辺市田辺辻 4 0 番地

（分室）

第 3 条 図書館の分室の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
京田辺市立中央図書館北部分室	京田辺市大住内山 1 番地の 1 京田辺市立北部住民センター内
京田辺市立中央図書館中部分室	京田辺市草内美泥 2 2 番地の 2 京田辺市立中部住民センター内

（職員）

第 4 条 図書館に館長、事務職員、専門的職員その他必要な職員を置く。

（利用者の秘密を守る義務）

第 5 条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

(図書館協議会)

第6条 法第14条の規定により、図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 委員の定数は10名以内とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の報酬及び費用弁償は、京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年京田辺市条例第7号）の定めるところにより支給する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成3年6月規則第3号で、同3年6月28日から施行）

附 則（平成14年7月10日条例第22号）

この条例は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

図書館法

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

図書館法施行規則

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第十二条 法第十六条 の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

O

O

協議

第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく市立幼稚園の統合について

第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく市立幼稚園の統合について、協議する。

令和6年6月19日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(協議理由)

本件は、第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく市立幼稚園の統合について、協議するものである。

O

O

第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく 市立幼稚園の統合について

令和3年7月に策定した「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」（以下「計画」という。）においては、京田辺市の「めざすこども像」の実現に向けて、将来を担う子どもたちを健やかに育てていく上でハード・ソフト両面において望ましい就学前教育・保育環境を提供することを第一とし、一定の集団規模の確保により、質の高い教育・保育を提供することとしています。

1 市立幼稚園の統合の考え方について

計画においては、計画期間（令和3年度～令和7年度）中に園児数の減少により集団教育が困難となった場合¹には、原則として他園との統合を検討し、一定の集団規模の確保を図ることとしております。

2 松井ヶ丘幼稚園の統合について

（1）統合に向けた調整について

この度、令和6年度において、松井ヶ丘幼稚園の園児数が集団教育を実施する上で、困難な数となったため、統合の対象園とし、北部の拠点として令和5年度に整備した幼保連携型認定こども園大住こども園へ統合することに向けて、調整を進めることとなりました。

表1 松井ヶ丘幼稚園の園児数の推移 (各年5月1日現在)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	8人(1)	5人(1)	8人(1)
4歳児	11人(1)	10人(1)	4人(1)
5歳児	11人(1)	13人(1)	11人(1)
合計	30人(3)	28人(3)	23人(3)

全学年が単学級、かつ、連続する複数の学年で園児数が10人未満

※括弧内はクラス数

表2 【参考】松井ヶ丘幼稚園のなかよし学級（2歳児）の推移 (各年6月1日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
なかよし学級	14人	8人	14人	5人

¹ 本市では、これまでの学級編成の考え方にに基づき、学級当たりの園児数の下限を10人としているため、3歳児以上の全学年が単学級、かつ、連続する複数の学年で園児数が10人未満となった場合に「集団教育が困難となった園」と判断することとしています。

(2) 統合の時期の見通し等

令和6年度入園の3歳児については、当該園での卒園を前提として入園されていることを踏まえ、令和8年度末までは現在の園運営を継続することとします。

そのため、統合の時期は、最短でも令和9年度からとする予定です。

なお、令和7年度の園児募集に当たっては、在園中に松井ヶ丘幼稚園が大住こども園へ統合となる可能性があることを周知した上で、入園の受付を行う予定です。

また、統合までの経過措置といたしまして、令和7年度から大住こども園への入園や転園をご希望される場合には、新3歳児に限らず、全園児について同園にて受入れを行うこととします。この場合においては、自動車での送迎を可能とします。

3 スケジュール等（予定）

令和6年	6月17日	文教福祉常任委員協議会
	6月19日	教育委員会
	6月下旬頃	松井ヶ丘幼稚園 PTA 役員への説明
	7月頃	松井ヶ丘幼稚園及び大住こども園の在園児保護者向けの説明会
	8月1日	広報京たなべ8月号による令和7年度新入園児の保護者向け周知（幼稚園・こども園（幼稚園枠）の入園願書受付の案内）
	8月頃	市ホームページ更新（市民向け周知）
	9月上旬頃	令和7年度入園願書受付（幼稚園・こども園（幼稚園枠））